

2025年4月

東京電力パワーグリッド株式会社

【重要】2025年度内の接続契約締結にかかるお申込み受付期限日について（低圧）

2025年4月1日付で、資源エネルギー庁から、「2025年度中の認定申請等にかかる期限日について」が公表され、2025年度内の事業計画認定取得をご予定の方は、接続の同意を証する書類を、2025年9月30日までに認定をうける場合には、太陽光（10kW未満）の新規・変更認定申請および屋根設置太陽光（10kW以上）の新規・変更認定申請は2025年6月30日（月）、2025年10月1日以降に認定をうける場合には、太陽光（10kW未満）の新規・変更認定申請は2026年1月6日（火）、屋根設置太陽光（10kW以上）、地上設置太陽光（10kW以上）、風力、水力、地熱の新規・変更認定申請は2025年12月12日（金）、バイオマスの新規・変更認定申請は2025年11月28日（金）までに提出するよう案内されております。

つきましては、2025年度内の事業計画認定取得をご予定されており、接続の同意を証する書類の発行をご希望の方は、下記の期限日時までに当社へお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、お申込みの際、下記期限日時付近は、接続契約締結にかかるお申込みが集中することが予想されることから、お早めにお申込みくださいますようお願いいたします。

【お申込み受付期限日時】

2025年9月30日までに認定をうける場合

- ① 10kW 未満太陽光：2025年5月16日（金）17時00分
- ② 屋根設置太陽光（10kW 以上）：2025年5月16日（金）17時00分

2025年10月1日以降に認定をうける場合

- ① 10kW 未満太陽光：2025年11月7日（金）17時00分
- ② 屋根設置太陽光（10kW 以上）・地上設置太陽光（10kW 以上）・屋根貸し全量太陽光、風力、水力、地熱：2025年10月10日（金）17時00分
- ③ バイオマス：2025年9月26日（金）17時00分

また、接続契約のご案内発行後に発電者名義や発電場所の変更等がある場合は、下記期限日までに当社へお申込みいただきますようお願いいたします。

【接続契約締結後の内容変更申込期限日】

2025 年 9 月 30 日までに認定をうける場合

- ③ 10kW 未満太陽光：2025 年 5 月 30 日（金）17 時 00 分
- ④ 屋根設置太陽光（10kW 以上）：2025 年 5 月 30 日（金）17 時 00 分

2025 年 10 月 1 日以降に認定をうける場合

- ④ 10kW 未満太陽光：2025 年 11 月 21 日（金）17 時 00 分
- ⑤ 屋根設置太陽光（10kW 以上）・地上設置太陽光（10kW 以上）・屋根貸し全量太陽光、風力、水力、地熱：2025 年 10 月 24 日（金）17 時 00 分
- ⑥ バイオマス：2025 年 10 月 10 日（金）17 時 00 分

申込時の注意事項等

①お申込み受付期限日時に関する注意事項.....	4
②接続契約締結後の内容変更申込期限日に関する注意事項	4
③供給契約設計番号ご入力をお願い.....	5
④お申込み後の工事費負担金のお支払いをお願い.....	5
⑤お申込み内容確認をお願い.....	5
⑥その他お願い事項	7

① お申込み受付期限日時に関する注意事項

- ・ 期限日時内のお申込みとは、W e b 申込システム上の申込登録日時が、上記お申込み受付期限日の 17時00分以前の不備の無いお申込みをいいます。
- ・ お申込み受付期限日直前 1 週間は、特にお申込みが集中することから、W e b 申込システムへのアクセス集中が予想されるため、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ・ 系統連系のお申込みに伴い、供給契約のお申込みがある場合（新設や増減設＜契約変更＞）のお申込みにつきましても、お申込み受付期限直前はお申込みが特に集中することから、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ・ お申込み受付期限日直前 1 週間は、お申込みが特に集中することから、当社によるお申込みの確認に時間を要します。お申込み内容に不備があった場合は、上記お申込み受付期限日以降に差戻しする場合がございます。
- ・ 上記お申込み受付期限日時を過ぎてからの新規のお申込みまたは、お申込み内容の不備により当社からの差戻しとなった場合で、上記お申込み受付期限日経過後の再申込みについては、資源エネルギー庁が定める期日までに接続契約締結が行えない場合がございます。
- ・ 上記お申込み受付期限日時内にお申込みいただいた場合でも、お申込み後、当初のお申込み内容を変更される場合は、改めて技術検討が必要となり、資源エネルギー庁が定める期日までに接続契約締結が行えない場合がございます。

② 接続契約締結後の内容変更申込期限日時に関する注意事項

- ・ 期日内のお申込みとは、W e b 申込システム内容変更申込書の到着日時が、上記接続契約締結後の内容変更申込期限日の17時00分以前の不備の無いお申込みをいいます。
- ・ 上記接続契約締結後の内容変更申込期限日を過ぎてからの新規のお申込みまたは、お申込み内容の不備により当社からの差戻しとなった場合で、上記接続契約締結後の内容変更申込期限日経過後の再お申込みについては、資源エネルギー庁が定める期日までに「接続契約のご案内」の変更が行えない場合がございます。

③供給契約設計番号ご入力をお願い

- ・ 新設や増減設（契約変更）にあわせて発電設備お申込みをする場合、Web申込システム、『供給情報』の「供給申込有無区分」は「有り」を選択してください。なお、「供給設計番号」欄へ、供給設計番号を入力いただきますようお願いいたします。
- ・ 供給設計番号の記載がない場合は、差戻しをさせていただきますので再確認をお願いいたします。
- ・ 新設や増減設（契約変更）がない場合は、『供給情報』の「供給申込有無区分」は「無し」を選択いただき、「供給設計番号」の入力は不要です。

例：供給設計番号を入力するケース

野立ての太陽光を設置する場合のPCS等の供給契約のお申込み。

新築の建物に太陽光を設置する場合の新築建物の供給契約のお申込み。

■他契約情報	
供給申込有無区分 *	☒ 有り ☐ 無し ※有り:新設や増減設(契約変更あり)にあわせて発電設備申込みをする場合 無し:電気供給中(契約変更なし)で発電設備のみの申込みをする場合
関連供給申込番号	(半角) 関連供給設計番号 [XXXXXXXX] (半角)
供給地点特定番号	[]-[]-[]-[]-[]-[] (半角)
供給申込関連付確認	供給申込関連付確認要否区分 ☐ ※供給申込関連付確認が不要な場合は、チェックを入れてください。

④お申込み後の工事費負担金のお支払いのお願い

- ・ お申込み後、工事費負担金をご請求させていただきますので、支払期限日までにお支払いをお願いいたします。支払期限日までにお支払いの確認がとれない場合は、受給契約を解約することがございますので、予めご了承ください。

なお、ご入金いただきましても、ただちに系統連系の工事に着手できるわけではございません。系統連系の時期については別途調整となりますので予めご了承ください。

- ・ 工事費負担金は、お申込み内容にもとづき、想定しうる要素を加味したご請求となります。今後、現地状況の変化ならびに工事内容の変更等が発生した際には、工事費負担金の過不足も発生する場合がございます。その際は、工事竣工後、すみやかに精算をさせていただきますので、予めご了承ください。

⑤お申込み内容確認のお願い

- ・ お申込み内容の不備により、お申込み差戻しさせていただく事例が多くなっております。つきましては、次のとおり、よくある不備の事例を以下に記載させていただきますので、お申込みの際は十分にご注意いただきますようよろしくお願いいたします。

【よくある不備の事例】

- ✓ 必要書類（低圧配電線への系統連系協議依頼票、単線結線図、付近図・構内図、ELBの仕様を確認できる資料、認証証明書、整定値一覧表）が不足している。
- ✓ Web申込システム、『供給情報』の「供給申込有無区分」は「有り」を選択している場合で、「供給設計番号」欄へ、供給設計番号の記入がない。

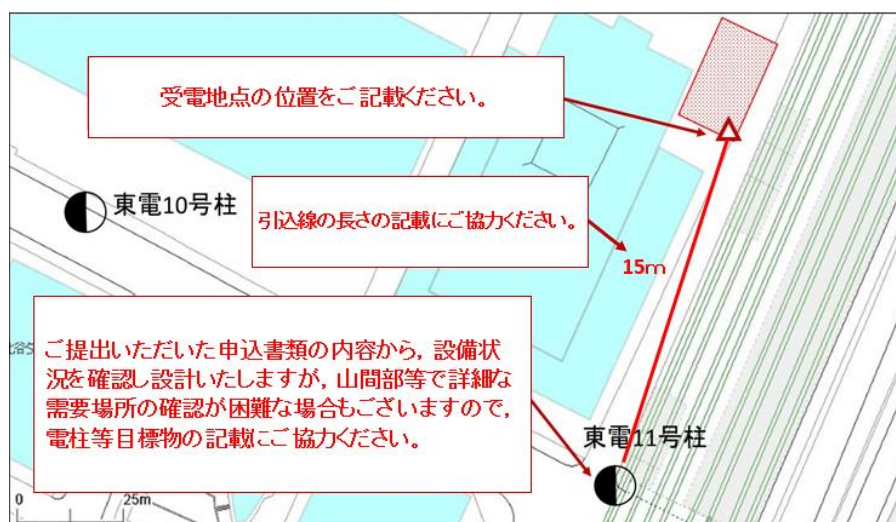
- ✓ ノンファーム型接続同意書の添付が無い。
- ※ 発電出力 10kW以上のお申込みは全数同意書が必要となりますので、当社HPより様式をダウンロードのうえ、お申込み時に添付ください。
- ✓ 付近図・構内図に受電地点の記載がない。
- ※ 設備設計をするにあたり、受電地点は必須となっておりますので、次の例を参考に付近図・構内図への記載をお願いいたします。なお、受電地点を記載頂く際は、引込線の長さのご記入にご協力ください。

<不備となる記入例>



お申込み内容に不備があった場合は、お申込者さまへ差戻しをさせていただきますので、ご確認後、再申込みをお願いいたします。

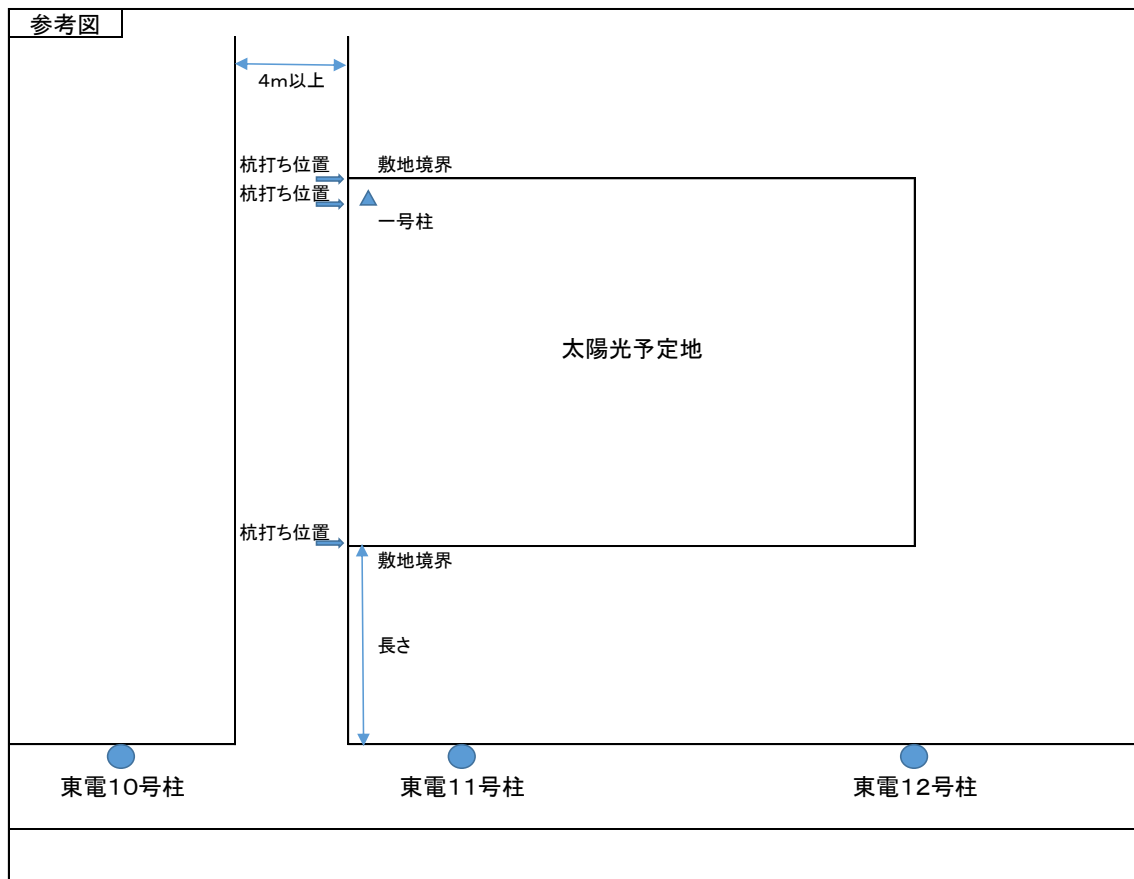
<正しい記入例>



⑥その他お願い事項

- 山間部山林および未整地の土地等へのお申込みに関しましては、測量に必要な基準点の設定がなく、弊社における詳細設計を進めることが出来ない場合がございますので、必要に応じて現地へ杭打ちをお願いすることがございます。
※既存電柱から直接引込が可能で引込長さ 10m以内であれば不要。
※参考図面は以下参照。
- 「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」の「19 発電場所への立入りによる業務の実施」（１）イに基づき特殊車両（建柱車又は高所作業車等）の立入りが必要なため、立入りに必要な作業スペース（道路幅 4 mの進入道路）の確保をお願いすることがございます。

<イメージ図>



※敷地境界及び一号柱位置に杭打ちを実施のうえ、完了後ご連絡をお願いいたします。
※沿道につきましては、4m以上の確保をお願いいたします。

以 上